

平成30年10月定例農業委員会議事録

開会 10月25日(木) 午前9時

(欠席委員) 増岡委員、伊藤委員

(事務局出席者) 原田事務局長、深津事務局次長、冨田主幹、鈴木副主幹、
山口主事、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから10月定例農業委員会議を開催します。

本日は、増岡委員、伊藤委員から、本日の会議を欠席する旨の届け出を受けており、現在の出席委員は農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

2番、塚崎睦美委員、3番、鈴木文生委員、よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。

議長：議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1、苜生の件について、地元の小河壽久委員から御意見を申し上げます。

小河委員：該当する土地ですが、汚水は浄化槽で処理するというので、苜生行政区は少し気にしていましたが、市道の道路側溝へ排水ということで一応理解をしてくれています。農家住宅なのでやむを得ないという意見がほぼ大勢を占めていますので、特に問題ないと判断します。

議長：ありがとうございます。ただいま、地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：申請地の道路を挟んで東側で計画されている開発の進捗及びスケジュールはどうなっているか。こちらの開発が進まないということであれば農家住宅は必要ないと思うのですが。

事務局：申請地の道路を挟んだ東側のエリアで以前から住宅開発の計画があります。以前から地権者等と開発事業者側で事業についての折衝等が長い間続いております。工事自体はおおむね進んでいくような方向と聞いています。今のところ、こちらで聞いている話でいきますと、開発区域の地権者全員の同意が得られた段階で地区計画という調整区域

で建物を建てるためのルール作りの手続を始めていくスケジュールと伺っています。

その地区計画についてまとめた後、一部農振農用地がありますので、農振除外の手続を行い、その後に農地転用というようなスケジュールが想定されますので、すぐに申請が出てくるという段階ではありません、まだ計画段階であるという状況でございます。

林委員：そうすると、開発計画が進んではいますが、具体的な法手続にいつごろ入るだとか、そういったことまでは進んでないということですね。そうすると、今の時点で農家住宅の移転の必要性があるかどうか。その法手続が始まる時期に合わせて転用申請でもいいのではないかと考えますが、その辺どうですか。

事務局：御意見いただきました話につきましては、確認作業を行いました。農家住宅をもとに鑑みますと、農業を営農しやすい状況で、今後も続けていくということから考え、移転もやむなしというところで、都市計画法並びに建築において結果が出たというところであります。申請地は所有農地も近く、営農がしやすいということで考えられるのではという結論に至りましたので、報告させていただきます。よろしく願いします。

林委員：そうすると、営農の合理化を図るために農家住宅の移転ということが理由の第一ということでもいいのですね。

事務局：はい。現在のところはそういう考え方でございます。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第25号 全員賛成1件》

議長：議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明のありました番号1、三好下の件について、地元の野々山久照委員から御意見を申し上げます。

野々山委員：ここにつきましては、8月下旬に現地の利用状況調査を行ったときにかなり荒れていましたので、整備してくださいということで、事務局から文書を出していただきました。今回、自動車屋に売買されて自動車店の駐車場にするということでございます。

排水につきましては、地元土地改良区の道路に側溝を入れていただいて、反対側の既設の側溝につなぐということで了解をされておりますので、問題ないと思います。

なお、近くには大きなモータープールもございますし、周辺の農地はこの土地より高い畑ばかりですので、農地にも影響がないと思います。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま、地元委員から説明がりましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、三好下の件について、地元の野々山久照委員から御意見を申し上げます。

野々山委員：ここにつきましても、先日地元行政区の区長と土地改良の役員等で会議を行いまして、雨水につきましては貯留施設を設けて、既設の土地改良の排水施設に接続する。それによってかなり大雨が降っても、周りが駐車場の用地より10センチから15センチの高さまでブロックがあるということで、この開発の用地の中から水が畑には行かないだ

ろうということも確認できました。

汚水につきましては、下水へ接続するとのこと。かなり以前からこの辺は荒れているところでもありましたので、開発することによって三好下が活性するのではないかという意見もあり、別に問題はないと判断しております。

議長：ありがとうございました。ただいま、地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号2について採決をとります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、苧生の件について、地元の小河壽久委員から御意見ををお願いします。

小河委員：汚水は浄化槽によって処理をして、市道へ排水ということで、地域の行政区は気にしてはいましたが、分家住宅であり、管理をしっかりとお願いしていくということで納得しています。申請を許可することに問題はないと判断します。

議長：ありがとうございました。ただいま、地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

加納委員：浄化槽でという説明がありましたが、この区域は下水道区域に入っていないところですか。

事務局：今回の申請地の北側に住宅が1軒あります。こちらの3差路までは下水管、集落排水の本管が来ております。また、南に行きますと、図の下がったところの51.0と書いてありますが、こちらの交差点付近までは本管がありますので、その下水道本管に接続はできないかということで、下水道課ともしっかり協議をしていただきました。今回はこの申請地につきまして、費用的なことと、構造的なこと、下水道課

の補助等ができないというところもありまして、今回、やむを得ず浄化槽になったという経過がございます。

農地として、行政としてはあの付近の居住環境も考えて下水道課としてしっかり協議してくださいということは申し入れたところでございますが、浄化槽もやむなしという結論に至りました。よろしく申し上げます。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見ないようですので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号4、東山の件について、地元の高橋春夫委員から御意見を申し上げます。

高橋委員：この案件はまちづくり土地利用条例で承認された土地であり、もともとの耕作者であったNPO法人は市民農園をやりたいかたのですが、ガラや大きなコンクリートが多く出てきて、とても使い物にならなかった農地であります。そこで何か方法はないかと考えていたところに、東郷の区画整理事業によって良質な残土が出るということで、事業者との利害が一致し、申請に至ったものであります。地区への説明会は去年の1月から区長、土地改良の役員、近隣住民の方々と計4回ほど実施いたしまして、通学路にもなっている進入道路の運搬車両の安全性等の問題点に関しては、大型車両で現地まで運ぶというのは、道が傷むということで、153号線のバイパス沿いまでは10トン車で運び、そこに仮置き場を設置して、そこから4トンの小型車で運ぶということで了解を受けたわけでありまして、当然、警備員も配置して安全には気配りするようにということで了承を得ておりますので、問題ないかと思われまして、よろしく御審議のほどお願いします。

議長：ありがとうございました。ただいま、地元委員から説明がありましたので、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号4について採決をとります。
番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付
すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対
し進達することとします。

《採決結果：議案第26号 賛成4件》

議 長：続きまして、議案第27号、相続税の納税猶予に係る証明願について、
事務局から説明を求めます。

【議案第27号、相続税の納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま、事務局から説明のあった番号1、西一色の件について、地
元の加藤英幸委員から御意見をお願いします。

加藤委員：はい、10月17日に現地を確認しました。備考に掲載されていると
おり地主さんが耕作されておりますので、問題ないと思います。以上
です。

議 長：ありがとうございました。ただいま、地元委員から説明がありました
が、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願い
します。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1については証明書を発行することとします。

議 長：続きまして、番号2、明知上、明知下の件について、地元の深谷明良

委員、深谷良金委員から御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：現地を調査してきました、図面の右側が田となっております。左側は柿をつくっておりますが、真ん中の申請地には農業倉庫が建っております、その隣がもう埋め立てて畑になって草が生えているような現状です。その隣は田ですが、今年は作っておらず、休耕になっている状態だと思います。納税猶予を調べてみましたら、継続して農業をするというのが条件になっていまして、農地として草刈りをちゃんとしていますので、農地としては適正かとは思いますが、今後、農業を継続していけるかというところ、少し疑問が出るところですが、そこら辺の判断基準がわかりません。

事務局：失礼します。先ほど話がありました休耕等が続いているという状況につきましては、判断基準といたしましては、税務署、国税庁並びに農林水産省からも判断基準として一つの目安が示されていまして、いつでも農地として耕作できるような状況であることとありますので、草刈り等適切に管理されてみえましたら、休耕の状況でも農地は農地として扱うというところがございますので、現在の状況下からいきますと、作付けはされていないですけど、いつでも農業をすぐに始められる状況だということで見させていただいております。

深谷(明)委員：この埋め立てるのは別に問題ないですか。

事務局：田んぼを埋めて畑にしていることにつきましては、手続きを必要とする場合もありますが、特には問題ないかということ判断しております。

加納委員：農地の判断はただ草が刈ってあればいいというものではなくて、作物をつくるのが大前提ではないですか。

事務局：作物を作っていただくということは基本にはありますが、農地の一つの判断としては、いつでも農業できる状態、草刈りができている休耕の状態でも農地は農地だという判断が一つ大きな判断の境目でありまますので、作付けしているのか否かということまでは特に基準では求められてないのが現状でございます。

納税猶予の判断基準といたしましては、適正な農地かどうかというところで、荒れている農地についてはすぐに報告してくださいということが求められていますが、休耕の状況でずっと続いていたとしても、すぐに農地として生かすことができるというところまでが今の判断の基準の境目であります。

林委員：その判断は判断でいいですが、やっぱり納税猶予自体は農業、業として行うということが目的だと思いますので、今回管理だけをしているということであれば、農業委員会からも耕作してください、作付けし

てくださいということをお願いして、次回は何らかの耕作ができないのであれば、貸して耕作をしてもらうだとかいう方向に持っていった方がいいような気がします。このままでは他にもどんどん管理だけの納税猶予が出てきてしまいますので、その辺は考えていただきたいと思います。

事務局：ありがとうございます。そういった、実際に有効利用を図っていただきながら納税猶予も活用していただくことにつきまして、こちらも指導や、所有者さんへの対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

議長：それでは、深谷良金委員。

深谷(良)委員：この平成というのは、土地改良事業によって造成された農地でございます。したがって農地として継続していただけるということであるならば、特に問題はないというふうに考えております。以上です。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号2について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号2については、証明書を発行することとします。

議長：続きまして、番号3、苧生の件について、地元の小河壽久委員から御意見ををお願いします。

小河委員：田につきましては稲作、畑につきましては柿栽培を確認していますので、農地を適正に管理している状況にあります。納税猶予について証明を出すことに問題はないと思います。

議長：ありがとうございました。ただいま、地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号3について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号3については証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第27号 賛成3件》

議 長：議案第28号については、小河壽久委員、近藤元壽委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、議案第28号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【議案第28号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま、事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤委員：農業委員会の開催についての通知、その他(4)のところで、議案第28号の決定については更新月であるため新規の案件のみ配布させていただきますとありますが、258筆全てが新規ですか。

事務局：全体の計画でいきますと258筆ですが、今回、説明させていただいた箇所が重立った新規契約の発生した事案でございます。総括表には全258筆あるのですが、更新の案件については詳細が資料掲載させていただいておりませんので、もし必要があればこちらで一つ一つは用意させていただいており、お渡しすることも可能なので、御了承くださいと御案内を通知させていただいたところでございます。

議 長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見がないようですので、採決に移ります。

本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成に決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第28号 全員賛成1件》

議長：それでは、議案第29号、荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明を求めます。

【議案第29号、荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。はい、どうぞ。

鈴木委員：前に非農地判定をされたものの、法務局の申請や土地改良区の決済もやられてない土地もあると思いますが、ここら辺は事務局として把握はされていますか。また、前の判定から、例えば3年、4年たった後でも以前の非農地判定の書類を手元に持っておけば、それで登記はできるかどうか、その辺についてお願いします。

事務局：非農地判定させていただいた土地につきましては、農地台帳において土地の内容を農業委員会で把握することになっておりますので、毎年確認をさせていただいておりますので、非農地判定した土地が地目変更をされているかどうかということは把握しております。今のところ、地目変更までは至っていない方もいらっしゃいますので、そういった方も地目変更を引き続きやってくださいということで指導は行っていきたいと考えております。

2点目の非農地通知を発してから、数年たっても地目変更ができるかどうかということにつきましては、非農地通知書というものが重要でございます。こちらをお持ちであればかまいません。ただ、こちらをなくされた方も多数お見えになりましたので、再発行ということを何名かにやらせていただきました。また1年過ぎてからやられたいという方も中にはお見えになりましたので、その方につきましても通知書を再発行させていただきました。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見ないようですので、採決に移ります。

一覧表の農地について、非農地であるとし、その旨の通知書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、通知書を発行することとします。

《採決結果：議案第29号 全員賛成1件》

議 長：続いて、諮問に移ります。諮問第3号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第3号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま、事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
本件について、一括して採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、諮問第3号について、「適当である」として市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第3号 全員賛成1件》

議 長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 平成30年9月分農地転用届出の受理状況について

議 長：ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：以上で、予定していた議事等は全て終了いたしました。これもちまして議長の職を終了させていただきます。
引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：はい、どうもありがとうございました。
それでは、引き続き農地利用最適化推進会議のほうを進めさせていただきたいと思います。

- 1 愛知県農業会議職員による全国農業新聞の普及活動
- 2 全国農業図書の利用に関するレポートの提出について
- 3 高嶺地区における農地利用最適化推進員不在期間中の扱いについて
- 4 先進地視察研修について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：事務局から御用意させていただいた議題については以上です。何か御質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
それでは、10月定例会議を終了させていただきます。
御一同、御起立をお願いします。一同礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時30分)